

平成 14 年 8 月 20 日

各 位

札幌市中央区北 9 条西 15 丁目 28 番地 196
株式会社ソフトフロント
代表取締役社長 村田 利文
(コード番号:2321)
問い合わせ先:管理本部 山本 明彦
電話番号:011-623-1001
事務幹事証券会社:野村證券株式会社

公募新株式の発行価額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成 14 年 8 月 6 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募増資に関し、改めて決定することとされていた発行価額等について、平成 14 年 8 月 20 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

	記	
1.発行価額	1 株につき	金 170,000 円
2.発行価額中資本に組入れない額	1 株につき	金 85,000 円 (なお、引受価額が発行価額を上回る場合、その差額についても資本に組入れない。)
3.仮条件	200,000 円 から 300,000 円	

4.仮条件決定の理由等

当社は、VoIP 技術を基礎とした受託開発及びソフトウェア販売事業等を行っております。
仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

- ① 高い技術力を有しており、競合他社に比較し当社が先行していること。
- ② 当社は、中期的には高い成長性が期待できるが、現状、赤字決算であること。
- ③ VoIP 市場の成長性は高いと予想されるが、市場の立ち上がりが不透明であること。

以上の評価に加え、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規公開株のマーケットにおける評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は 200,000 円から 300,000 円の範囲が妥当であると判断いたしました。

ご注意: この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行なう際には、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)
をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 募集・売出しの概要

- (1) 発行新株式数及び売出株式数
- | | | | |
|---------|------|-------------------|----------|
| ① 発行新株数 | 普通株式 | 2,000 株 | |
| ② 売出株式数 | 普通株式 | 引受人の買取引受による売出し | 500 株 |
| | | オーバーアロットメントによる売出し | 375 株(※) |
- (2) 需要の申告期間 平成 14 年 8 月 22 日(木曜日)から
平成 14 年 8 月 28 日(水曜日)まで
- (3) 価格決定日 平成 14 年 8 月 29 日(木曜日)
(発行価格は、発行価額以上の価格で、仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 募集・売出期間 平成 14 年 9 月 2 日(月曜日)から
平成 14 年 9 月 5 日(木曜日)まで
- (5) 払込期日 平成 14 年 9 月 9 日(月曜日)
- (6) 配当起算日 平成 14 年 4 月 1 日(月曜日)
- (7) 株券受渡日 平成 14 年 9 月 10 日(火曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、募集並びに引受人の買取引受による売出しとは別に 375 株を上限としてなされる野村証券株式会社が当社株主より賃借する当社普通株式の野村証券株式会社による売出しであります。したがって、上記のオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合があります。

なお、これに関連して、当社は平成 14 年 8 月 6 日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とし、払込期日を平成 14 年 10 月 7 日とする当社普通株式 375 株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)の決議を行なっております。また、野村証券株式会社は、平成 14 年 9 月 10 日から平成 14 年 10 月 1 日までの間、上記のオーバーアロットメントによる売出しのために当社株主から賃借する株式の返却を目的として、取引所において本件第三者割当増資にかかる株式数を上限とする当社普通株式の買付けを行なう(以下「シンジケートカバー取引」という。)場合があります。野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引がなされた場合、本件第三者割当増資にかかる割当においては、かかるシンジケートカバー取引により取得した株式数に対応する株式について、割当に応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行なわないか若しくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 第三者割当増資の条件

- | | | |
|--------------------|--------|-------------|
| (1) 発行価額 | 1 株につき | 金 170,000 円 |
| (2) 発行価額中資本に組入れない額 | 1 株につき | 金 85,000 円 |

以 上

ご注意: この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行なう際には、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。